

広報

なまか

2023. 11

No.214

※ まちのようす ※

人口	7,331人
男性	3,505人
女性	3,826人
世帯数	3,703戸

(令和5年9月末現在)



アユの産卵場づくり (丈ヶ谷川)

今月の主な内容

人事行政の運営等の状況の公表……………P.2~4
 議会だより……………P.10~13
 就学援助費新入学学用品費の前倒し支給のお知らせ…… P.17



マチを好きになるアプリ

- 那賀町ホームページ <https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <https://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——
 携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報
 など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。



人事行政の運営等の状況の公表



「那賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

ア 常勤職員数 (単位：人)

区分	令和4年4月1日職員数	令和4年4月2日以降採用者数		令和5年4月1日採用者数	再任用者数()はうち短時間	区分間の異動者数	令和5年4月1日職員数	備考
		採用者数	退職者数()はうち再任用					
本庁等	207		11 (0)	6	4		206	
病院・診療所等	55		7 (0)	6	0		54	
消防	33		1 (0)	2	0		34	
合計職員数	295	0	19 (0)	14	4	0	294	

※職員数は、町長、副町長、教育長、暫定再任用(短時間勤務)は、除いています。
※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

イ 非常勤職員数 (令和5年4月1日現在) (単位：人)

暫定再任用短時間勤務職員	臨時的任用職員
週31時間	町費教員
本庁等	11
計	11

ウ 会計年度任用職員数 (令和5年4月1日現在) (単位：人)

フルタイム会計年度任用職員	パートタイム会計年度任用職員
清掃作業員	一般事務補助
5	19
保育教諭	看護師/看護補助
10	12
管理栄養士	専門事務補助
2	9
看護師/介護補助	地域おこし協力隊
9	5
介護支援員	集落支援員
2	1
館長	移住定住支援員
1	2
計	保育教諭/補助
29	7
	単純な事務補助
	2
	計
	80

(2) 職員の採用状況

採用年月日	職種	男	女	合計	備考
令和4年4月1日	行政職	5	11	16	(消防士、保健師、看護師他含む)
	医療職	2		2	医師2(県併任)
	技能労務職			0	
計		7	11	18	
令和5年4月1日	行政職	6	4	10	(消防士、看護師含む)
	医療職	3	1	4	医師4(県併任)
	技能労務職			0	
計		9	5	14	

(3) 再任用の状況

採用年月日	職種	男	女	合計	備考
令和4年4月1日	行政職	4		4	
	医療職			0	
	技能労務職	3		3	
計		4	3	7	
令和5年4月1日	行政職	6		6	内1名短時間
	医療職			0	
	技能労務職		5	5	
計		6	5	11	

(4) 職員の退職状況

退職年度	職種	男	女	合計	備考
令和3年度中	定年退職	4	5	9	
	勧奨退職	1	1	2	
	普通退職(自己都合)等	4	2	6	医師含む
計		9	8	17	
令和4年度中	定年退職	4	2	6	
	勧奨退職	2		2	
	普通退職(自己都合)等	8	3	11	医師含む
計		14	5	19	

(5) 部局別職員数

部局別	令和4年4月1日	令和5年4月1日	条例に定める職員定数 令和5年4月1日現在
町長の事務部局	235	234	250
議会の事務部局	2	2	3
教育委員会の事務部局	23	22	30
農業委員会の事務部局	1	1	1
監査委員の事務部局	1	1	3
消防職員	33	34	35
合計職員数	295	294	322

(6) 部門別職員数の状況

区分	職員数			対前年増減数	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
一般行政部門	議会	2	2	2	0
	総務	48	48	47	▲1
	税務	5	5	5	0
	民生	56	57	57	1
	衛生	36	32	33	▲4
	労働	0	0	0	0
	農林水産	18	18	18	0
	商工	5	5	5	0
	土木	10	10	10	0
	小計	180	177	177	▲3
特別行政部門	教育	24	23	22	▲1
	消防	33	33	34	0
	小計	57	56	56	▲1
公営企業等会計部門	病院	54	55	54	1
	水道	0	0	0	0
	その他	5	7	7	2
	小計	59	62	61	3
合計	296	295	294	▲1	

※職員数は、各年度の4月1日現在定員管理調査に基づき算出しています。ただし、町長、副町長、教育長、暫定再任用(短時間勤務)は、除いています。
※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	歳出額	実質収支	人件費	人件費率
令和4年度	11,998,797	583,630	2,079,400	17.3%

※人件費には、議員、委員等報酬、特別職に支給される給料及び市町村職員共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員給与と費の状況(普通会計予算)

区分	職員数(A)	給与と費			
		報酬	給料	職員手当	期末・勤勉手当
令和5年度	325人	85,535	958,334	177,709	377,180
					1,598,758

※給与費は、令和5年度一般会計予算書及び令和5年度ケーブルテレビ事業特別会計予算書に計上された数値です。
会計年度任用職員に支給される報酬、給料等を含みます。

1人当たり給与費(B)/(A)
4,919

(3) ラスパイレス指数

年度	各年4月1日現在
H30	95.9
R1	96.4
R2	96.6
R3	95.3
R4	95.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数を言います。

(4) 職員の平均給与額

会計年度	職種区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
令和4年度	一般行政職	42.4	309,000	364,600
	医師職	41.6	421,200	1,237,500
	技能労務職	52.6	284,400	310,800
令和5年度	一般行政職	43.1	309,900	392,900
	医師職	39.1	432,900	1,242,800
	技能労務職	54.1	276,800	302,300

※平均給料月額とは、各年度の4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、宿日直手当などの諸手当の額を合計したものです。
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により算出したものです。

(5) 初任給基準 (令和5年4月1日現在) (単位：円)

職種区分	試験の種類	学歴免許等	級号俵	給料月額
一般行政職	上級	大学卒	1-25	185,200
		短大3卒	1-19	172,600
	中級	短大2卒	1-15	167,100
初級		高校卒	1-5	154,600
技能労務職	技能職	高校卒	1-13	147,700
	労務職	高校卒	1-1	136,200

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

令和5年4月1日現在				令和4年4月1日	
級区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比(%)	職員数	構成比(%)
6	参事・困難な業務を処理する課長	24	16.8	24	16.6
5	課長・主幹・課長補佐	44	30.8	47	32.4
4	主査・困難な業務を分掌する係長	15	10.5	15	10.3
3	係長・主任・特に経験を必要とする業務を行う主事	22	15.4	18	12.4
2	経験を必要とする業務を行う主事	6	4.2	10	6.9
1	主事・主事補・技師補	32	22.3	31	21.4
合計		143	100.0	145	100.0

※那賀町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を示しています。
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により抜粋したものです。

(7) 職員手当の状況 制度の状況 (令和5年4月1日現在)

手当の種類	支給内容等				
扶養手当	・配偶者 月6,500円 ・子(22歳まで) 月10,000円 ・父母等 月6,500円 ・特定期間の加算 子のうち15歳から22歳の者は、5,000円加算				
通勤手当	通勤のために自動車等を使用し、距離片道2キロメートル以上の者に支給する。 ・2km以上6km未満 4,200円 ・6km以上10km未満 6,000円 ※以上4km毎に段階的に2,500円から2,800円増額 ・10km以上14km未満 8,400円				
住居手当	居住するための住宅を借り受け、使用料を支払っている場合に支給する。 家賃額(月) 住居手当支給額(月) ・25,000円以下 → 家賃額-14,000円 ・25,000円超59,000円未満 → (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ・59,000円以上 → 28,000円				
管理職手当	職区分	職務の級	区分	管理職手当額	備考
	行政職	6級	参事	49,400円	
			課長	職に応じて30,000円から40,000円	
		5級	課長	職に応じて25,000円から30,000円	
課長補佐	23,500円				
4級	課長補佐	21,200円			
医療職	職務の級と職に応じて給料月額の5%から30%を支給する。				
時間外勤務手当等	時間外勤務の種類	時間外勤務手当1時間の算出=給料の時間単価×下記の支給割合			
	勤務日の時間外勤務	100分の125			
	勤務日の時間外勤務(月60時間超過)	100分の150			
	土曜日等の時間外勤務	100分の135			
	土曜日等の時間外勤務(月60時間超過)	100分の150			
	土曜日等の時間外勤務のうち週休日振替分	100分の35			
午後10時から翌日午前5時までの勤務	上記の率にそれぞれ100分の25を加算				
宿日直手当等	宿・日直一回につき				
	本庁、支所	4,400円			
	病院	5,600円			
	医師	15,000円			
	看護師	10,000円			
期末勤勉手当(令和4年度支給実績)	支給時期	期末手当支給月数	勤勉手当支給月数		
	6月期	1.200月	0.950月		
	12月期	1.200月	1.050月		
	1年間計	2.400月	2.000月		
※役職により給料月額5~15%が手当基礎額に加算されます。					
特殊勤務手当	名称	算定方法	支給割合又は月額		
	医師	病院長・診療所長	給料月額と扶養手当月額を加算した額に右記に掲げる支給割合を乗じて算定する	30%以内	
		医長・所長補佐		15%以内	
		医師臨床手当		10%以内	
		医師危険手当		5%以内	
		医師放射線手当		5%以内	
医師時間外勤務時間診療業務従事手当	毎月定額	月額150,000円以内			

特殊勤務手当	看護師	主任看護師	毎月定額	月額5,000円
		看護師危険手当		月額3,000円
	その他	放射線技師		月額5,000円
		薬剤師		月額3,000円
		理学療法士		月額3,000円
		作業療法士		月額3,000円
		管理栄養士		月額3,000円
		検査技師		月額3,000円
	介護補助・看護補助業務従事手当	月額3,000円		
	消防員	救急救命士手当		毎月定額
潜水手当		人命救助等の潜水作業に従事した時間	1時間当たり310円	
徳島県防災ヘリコプター搭乗派遣手当		毎月定額	月額6,000円	
犬猫鹿等死体処理作業従事職員	1回定額	1回1,000円		
感染症防疫等作業従事手当	—	1日定額	1日1,000円	
地域手当	医師(給料+管理職手当+扶養手当)×16% 一般職 国に準ずる(徳島市2%等)			
初任給調整手当	採用1年目から35年以内の医師に支給	月額414,800円以内		
退職手当	勤続年数	事由	自己都合	定年・応募認定
		勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	
	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	
	最高限度	47.70900月分	47.709000月分	
※定年前早期退職時 退職手当の基礎となる額に2%から最大で30%の加算があります。				

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

(8) 特別職の報酬等の状況

令和4年度の状況は次のとおりです。(単位：円)

区分	給料月額等			
給料	町長	723,000		
	副町長	578,400		
	教育長	532,500		
報酬	議長	255,900		
	副議長	218,100		
	常任委員長	200,200		
	議会運営委員長	200,200		
議員	182,000			
期末手当(令和4年度実績)	町長	6月期	1,350月	※給料又は報酬月額 の15%が 期末手当の基 礎額に加算 されます。
	副町長	12月期	1,450月	
	教育長	合計	2,800月	
	議長	6月期	1,350月	
	副議長	12月期	1,450月	
議員	合計	2,800月		
退職手当	町長	在職一ヶ月につき43.50/100	※退職手当の支給時期は任期満了時又は退職時です。	
	副町長	在職一ヶ月につき25.75/100		
	教育長	在職一ヶ月につき20.00/100		

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

※令和4年度の1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。町民サービスの向上、業務の効率化、経費の削減等の目的で、勤務時間を振替して、勤務時間帯をずらしたり、交代で勤務するなど、業務内容によって異なる勤務形態を取る部署もあります。

(2) 休暇制度の概要 (令和5年4月1日現在)

○**年次休暇** 1年につき最高20日間付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことが出来ます。

○**傷病休暇** 療養のため勤務しないことが、やむを得ないと認められる必要最小限の期間。(90日以内)



令和4年度決算状況と 令和5年度財政事情を 公表します

那賀町財政事情の公表に関する条例第3条の規定に基づき、令和4年度決算の状況及び令和5年度予算にかかる財政事情を報告します。

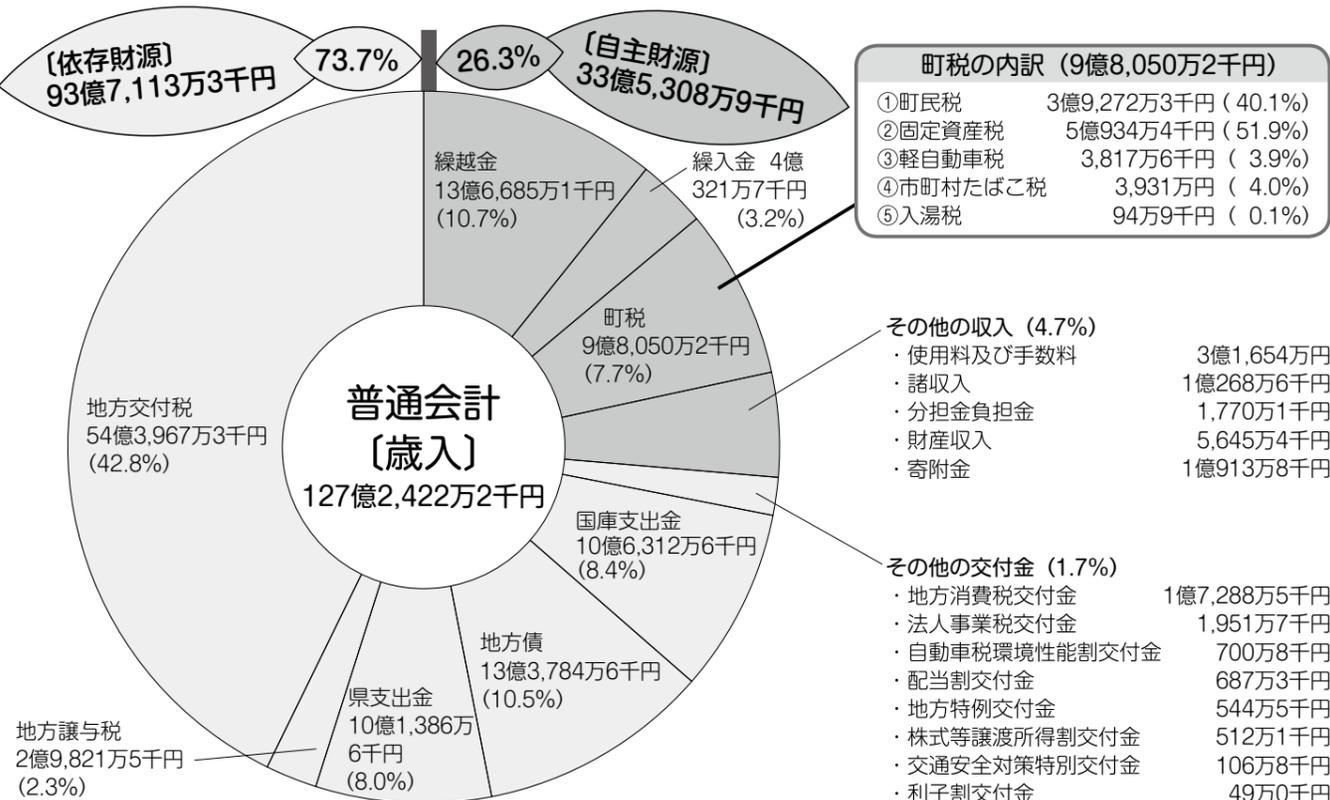
令和5年11月1日 那賀町長 橋本 浩志

那賀町では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債（町の借金）などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年5月と11月の2回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

令和4年度普通会計の決算は、歳入が127億2,422万2千円、歳出が119億9,879万7千円で差し引き7億2,542万5千円となり、この額が令和5年度への繰越金となります。（明許繰越による一般財源含む）

普通会計の決算状況 歳入 127億2,422万2千円

※ 普通会計＝一般会計＋ケーブルテレビ事業会計



(2) 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、サービスを厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。（単位：人）

措置事由	訓告	嚴重注意	合計
1 法令に違反した場合	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0
合計	0	0	0

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 令和4年度の研修の状況は次のとおりです。

○ 内部研修

研修の内容	受講者数 (人)
新規採用職員研修	14
町行政における業務内容等、事業について (全部署)	
合計	14

○ 外部研修

研修の種類	受講者数 (人)
新規採用職員 (前後期)	15
職員Ⅰ	1
職員Ⅱ	0
係長級	2
課長補佐級	2
課長級	2
メンター (新人職員指導者) 研修	1
監査事務研修	2
住家被害認定調査員研修	3
財務事務研修	2
税務職員研修	3
自治体DX推進講座	1
災害マネジメント支援員講座	1
入札・契約コンプライアンス研修	
(南阿波定住自立圏共生ビジョン取組事業)	2
合計	37

(2) 令和4年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

勤務成績証明者	基準	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき (年齢55歳未満)	4号給昇給

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合は毎年、人間ドックを受診した場合は3年に1回、受診経費の一部を助成しています。平成28年度からは人間ドックについても毎年の助成を行っています。

令和4年度受診者数

区分	受診者数 (人)	備考
人間ドック (脳ドック含む)	183	
健康診断	102	医療機関受診人数

8. 競争試験及び選考の状況

令和4年度実施 職員採用競争試験の受験者及び合格者 (単位：人)

区分	受験者数		合格者数			
	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性		
一般事務	36	21	15	6	4	2
一般事務 (障がい)	1	1	0	0	0	0
看護師	2	0	2	2	0	2
薬剤師	0	0	0	0	0	0
消防職	19	17	2	2	2	0
合計	58	39	19	10	6	4

選考による採用はありません。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度措置要求はありません。

10. 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和4年度該当はありません。

○特別休暇

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	妊娠月数に応じて定めた回数までで、必要と認める期間
7 分べん休暇	その分べん予定日前8週間 (多胎妊娠の場合にあっては14週間) に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 忌引き	続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間
11 父母、配偶者又は子の祭日休暇	2日以内
12 夏期休暇	5日以内
13 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
14 住居滅失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
15 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
16 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
17 生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし2日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。
18 リフレッシュ休暇	連続する3日以内 (勤務年数4年経過以降5年毎に取得することができる)
19 中学校就学前の子の看護休暇	5日以内 (子が2人以上の場合は10日以内)
20 短期介護休暇	5日以内 (要介護者が2人以上の場合は10日以内)

○介護休暇 介護を必要とする者の一の継続する状態ごとに、2週間以上6月の期間内 (3回まで分割可能) において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。

○育児休業 3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

(3) 休暇等の取得の状況

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの 年次有給休暇の取得日数	一般の事務職平均 12.4日
令和4年度介護休暇の取得者数	0人
令和4年度育児休業の取得者数	6人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。令和4年度分限処分は次のとおりです。（単位：人）

処分の事由	免職	休職	降任	降給	合計
1 勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
2 心身の故障のため	0	1	0	0	1
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	1

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。（単位：人）

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
1 法令に違反した場合・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	1	0	0	0	1
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
合計	1	0	0	1	2

5. サービスの状況

(1) 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定がある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1. 研修を受ける場合
2. 人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

財政指標

経常収支比率
88.6%

支出の中で人件費など定期的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80%以内が望ましいとされています。

実質公債費比率
9.0%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

(単位：㎡)

項目	土地面積	建物延面積
行政財産 (役場の庁舎や学校など)	1,987,531	156,723
普通財産 (町有林や田畑など)	13,743,396	3,346
合計	15,730,927	160,069

項目	令和4年度末
出資による権利 (株きとうむら ほか)	3,013万1千円
債権 (株きとうむら ほか)	7億1,721万2千円

地方債(借金)の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金の残高です。

内 訳	令和4年度末	令和3年度末
一般会計	135億786万8千円	136億5,343万9千円
特別会計 (簡易水道、集落排水、診療所)	13億4,038万7千円	13億6,716万2千円
企業会計 (工業用水、病院)	2億5,492万円	3億1,756万6千円
合計	151億317万5千円	153億3,816万7千円

一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

特別会計と企業会計の決算報告

令和4年度

特別会計

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計	9億6,488万1千円	9億5,908万5千円	579万6千円
国民健康保険診療所事業特別会計	8億7千円	4億560万8千円	3億9,439万9千円
介護保険事業特別会計	19億7,549万円	18億7,932万3千円	9,616万7千円
後期高齢者医療特別会計	1億8,338万円	1億7,897万4千円	440万6千円
簡易水道事業特別会計	3億4,611万7千円	2億3,132万9千円	1億1,478万8千円
集落排水事業特別会計	2億819万円	1億7,341万7千円	3,477万3千円
財産区事業特別会計	427万8千円	25万9千円	401万9千円

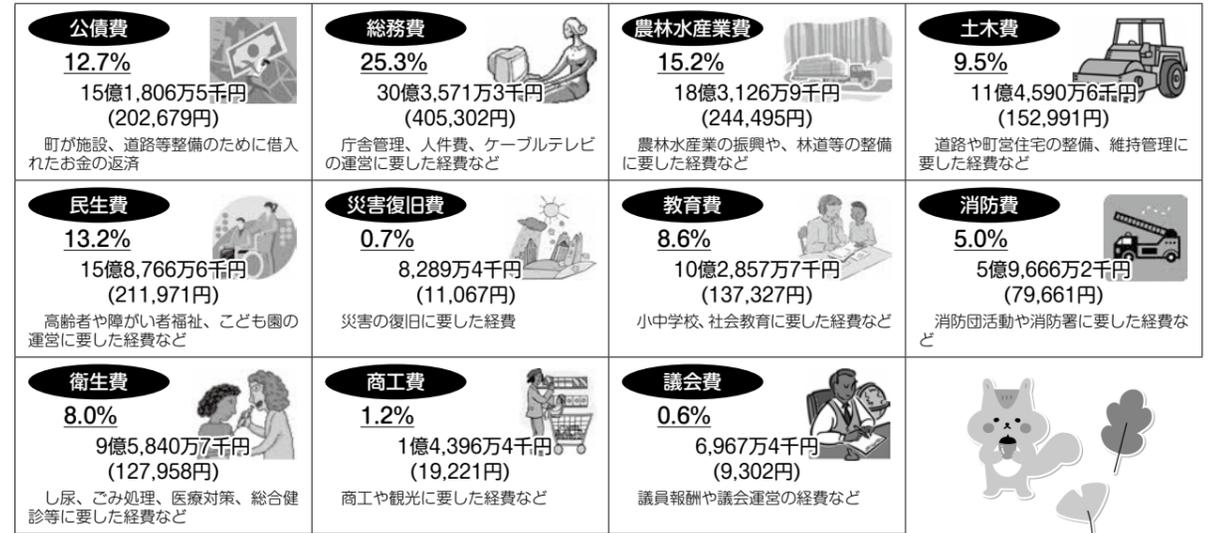
企業会計

会計名	収 入	支 出	差 引	
工業用水道事業会計	収 益 的	3,135万9千円	2,101万9千円	1,034万円
	資 本 的	—	1,862万1千円	△1,862万1千円
上那賀病院事業会計	収 益 的	6億861万円	5億9,091万7千円	1,769万3千円
	資 本 的	6,022万3千円	6,022万3千円	—

◎ 収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支
※ 不足分は留保資金で補填

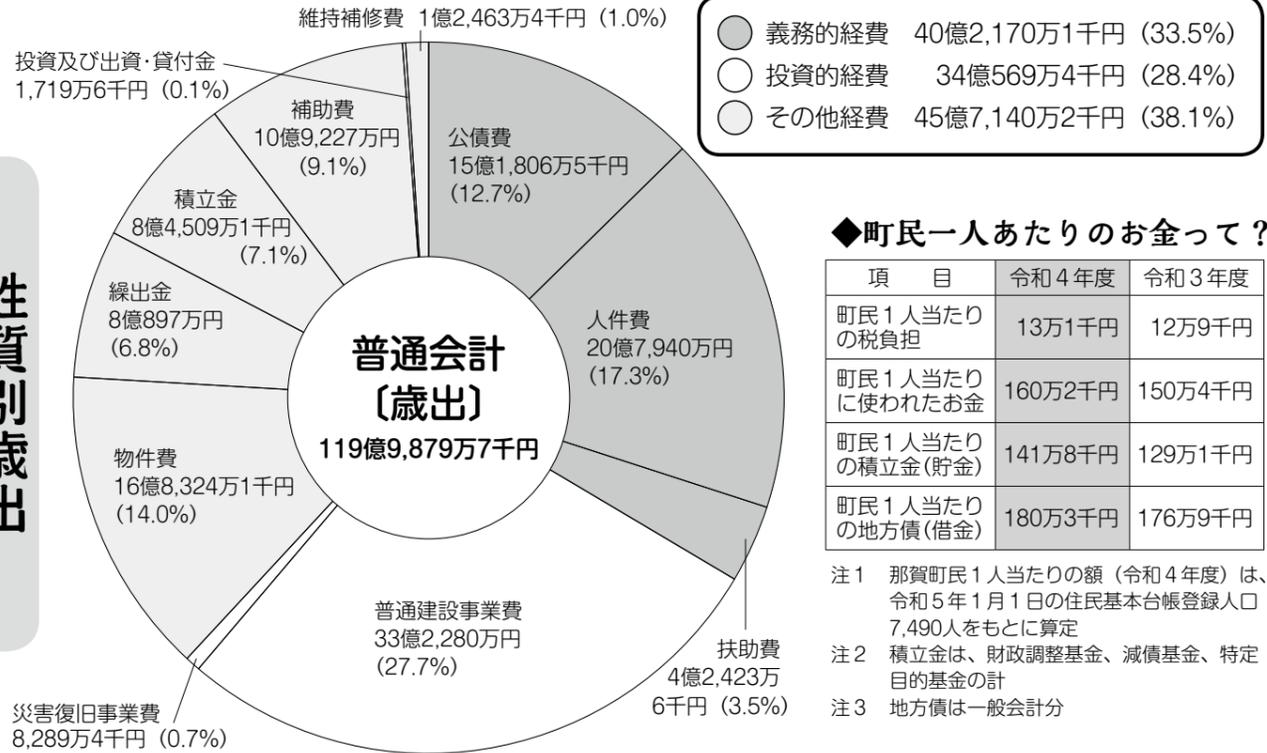
普通会計の決算報告

歳出 119億9,879万7千円



注 () は町民一人当たりの額

性質別歳出



◆町民一人あたりのお金って？

項目	令和4年度	令和3年度
町民1人当たりの税負担	13万1千円	12万9千円
町民1人当たりに使われたお金	160万2千円	150万4千円
町民1人当たりの積立金(貯金)	141万8千円	129万1千円
町民1人当たりの地方債(借金)	180万3千円	176万9千円

注1 那賀町民1人当たりの額(令和4年度)は、令和5年1月1日の住民基本台帳登録人口7,490人をもとに算定
注2 積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の計
注3 地方債は一般会計分

基金の状況報告

基金残高 106億4,564万9千円

基金＝特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。(単位：千円)

基金名	令和3年度末現在高	令和4年度積立額	令和4年度取崩額	令和4年度末現在高
財政調整基金	3,708,328	2,648	0	3,710,976
減債基金	2,417,547	1,727	0	2,419,274
特定目的基金	3,837,100	840,716	184,827	4,492,989
定額運用基金	235,417	5,383	218,390	22,410
合計	10,198,392	850,474	403,217	10,645,649

端数処理の都合上、合計が一致しない場合があります。

財政事情のお知らせをします

令和5年度

令和5年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。（9月30日現在）

一般会計

歳入		
款	予算現額	収入済額
町 税	8億6,211万1千円	6億3,662万2千円
地方譲与税	2億9,391万1千円	2,480万5千円
利子割交付金	77万5千円	17万9千円
配当割交付金	619万2千円	196万1千円
株式等譲渡所得割交付金	689万円	-
法人事業税交付金	1,866万5千円	831万3千円
地方消費税交付金	1億6,296万2千円	9,569万1千円
環境性能割交付金	557万円	316万3千円
地方特例交付金	100万円	153万3千円
地方交付税	45億5,000万円	35億4,300万4千円
交通安全対策特別交付金	100万円	45万9千円
分担金及び負担金	1,962万2千円	329万8千円
使用料及び手数料	1億3,746万3千円	5,608万6千円
国庫支出金	9億8,318万3千円	8,010万4千円
県支出金	10億8,457万4千円	5,886万7千円
財産収入	3,393万2千円	1,670万5千円
寄附金	2億1,000万2千円	1億1,989万8千円
繰入金	18億9,059万2千円	-
繰越金	5億6,637万8千円	7億1,733万2千円
諸収入	6,810万6千円	1,665万2千円
町 債	13億5,754万6千円	-
合計	122億6,047万4千円	53億8,467万2千円

歳出		
款	予算現額	支出済額
議会費	7,218万1千円	3,497万4千円
総務費	22億8,225万6千円	8億8,311万6千円
民生費	14億6,029万2千円	5億3,229万9千円
衛生費	11億171万円	2億80万8千円
農林水産業費	14億5,321万1千円	3億6,136万2千円
商工費	9,313万3千円	5,107万9千円
土木費	12億218万1千円	2億4,820万1千円
消防費	4億4,464万円	1億7,270万4千円
教育費	22億2,007万1千円	7億3,513万1千円
災害復旧費	3億9,919万4千円	5,677万8千円
公債費	14億8,660万5千円	7億1,883万9千円
予備費	4,500万円	-
合計	122億6,047万4千円	39億9,529万1千円

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ繰越明許費5億5,886万1千円が含まれています。

特別会計

会計名	歳入		歳出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
国民健康保険事業特別会計	9億9,244万円	3億4,264万3千円	9億9,244万円	3億4,277万8千円
国民健康保険診療所事業特別会計	4億3,415万7千円	4億7,532万6千円	4億3,415万7千円	1億7,725万7千円
介護保険事業特別会計	19億893万6千円	8億9,106万7千円	19億893万6千円	7億4,918万1千円
後期高齢者医療特別会計	1億8,356万2千円	5,615万8千円	1億8,356万2千円	3,662万1千円
簡易水道事業特別会計	3億2,561万4千円	1億4,092万円	3億2,561万4千円	1億29万1千円
集落排水事業特別会計	2億1,777万2千円	5,877万6千円	2億1,777万2千円	5,364万9千円
ケーブルテレビ事業特別会計	1億4,127万7千円	4,137万3千円	1億4,127万7千円	3,668万円
財産区事業特別会計	44万6千円	401万9千円	44万6千円	10万1千円

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ簡易水道事業特別会計は360万円、集落排水事業特別会計は5,600万円の繰越明許費が含まれています。

企業会計

会計名	収入		支出		
	予定額	収入済額	予定額	支出済額	
工業用水道事業会計	収益的	3,145万6千円	1,572万5千円	3,145万6千円	1,047万1千円
	資本的	-	-	2,085万2千円	939万7千円
上那賀病院事業会計	収益的	6億4,260万1千円	1億1,592万7千円	6億4,260万1千円	2億3,603万3千円
	資本的	6,677万2千円	-	6,777万2千円	3,803万3千円

※各会計とも一時借入金はありません。

令和4年度決算に基づく 健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」）が平成20年4月から施行され、町は4つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、町民の皆様公表することが義務付けられています。

健全化法では、健全化判断比率のうち1指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営健全化に向けて取り組まなければなりません。

那賀町の令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなります。いずれの指標も基準を下回っており、実質公債費比率については9・0％（令和3年度8・9％）となっています。実質公債費率が前年度より増加しています。令和元年度の単年度実質公債費比率より令和4年度の実質公債費比率が上回っていたことにより、単年度で見れば、昨年度（R3）より繰越分も含め8千3百万円減少しております。

ここ数年において、上下水道施設の更新、那賀町総合体育館の建設等の大型事業が計画されています。借入と償還のバランスを取りながら、地方債残高を少しでも増やさないように実質公債費率のさらなる改善に努めます。

1. 健全化判断比率

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那賀町	- %	- %	9.0%	- %
早期健全化基準 (早期健全化団体)	14.30%	19.30%	25.0%	350.0%
財政再生基準 (財政再生団体)	20.00%	30.00%	35.0%	

※対象となる比率がない場合は、「-」で表記しています。

健全団体 ⇨ 早期健全化団体 ⇨ 財政再生団体の順に財政が悪化

那賀町は
赤字のない
健全団体です

2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	- %	20.0%
上那賀病院事業会計	- %	
簡易水道事業会計	- %	
集落排水事業会計	- %	

※対象となる比率がない場合は、「-」で表記しています。

<p>実質赤字比率 …… 一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合</p> $\text{実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,339,431千円)}}$ <p>◎標準財政規模 …… 地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模</p> $\text{標準財政規模} = \text{標準収入額等 (6,339,431千円)} + \text{普通交付税額 (1,491,970千円)} + \text{普通交付税額 (4,794,915千円)} + \text{臨時財政対策債発行可能額 (52,546千円)}$
<p>連結実質赤字比率 …… 全会計（財産区事業会計は除く）の実質赤字が標準財政規模に占める割合</p> $\text{連結実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,339,431千円)}}$
<p>実質公債費比率 …… 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合</p> $\text{実質公債費比率 (3ヶ年平均)} (\%) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>(9.0%)</p>
<p>将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合</p> $\text{将来負担比率} (\%) = \frac{\text{将来負担額 (15,437,120千円)} - \text{充当可能財源等 (19,832,688千円)}}{\text{標準財政規模 (6,339,431千円)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (1,246,201千円)}}$
<p>資金不足比率 …… 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合</p> $\text{資金不足比率} (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$

令和5年9月定例会議一般質問通告一覧表

令和5年9月6日

質問順	質問者	質問内容
1	野口 穂 議員	助蔭地区の不測事態対処について
		被害削減のため鳥獣害対策に新たな方策の考察をすることについて
		木頭地区の公共交通対策について
2	田村 信幸 議員	「那賀町を愛する心」少年の主張弁論大会（中学生の部）の方向性について
		那賀町と博報堂プロダクツとの連携協定後の状況と今後の展開について
3	前田 貞好 議員	「あくあ川口ベース」の活用及び今後の運営方針について
		「那賀町をひとつ」にする施策について
		高校生議会の議員に応えるために
		「那賀町の吊り橋50選」を財産として維持することについて
4	吉田 行雄 議員	ケーブルテレビの番組「フォーカスなか」について
		チップ工場について
5	新居 敏弘 議員	日野谷診療所他、現建屋について
		マイナンバーカード保険証について
		国民健康保険の一部負担金減免について
6	柏木 岳 議員	看護師不足等に対する取り組みについて
		メディアドゥ社との提携は、彼らの本業を活かす内容にせよ
		鷺敷堤防工事における用地補償は「完了」と呼べるか
		病児保育所は設置しないままか
7	重 陵加 議員	橋本町長にとって、議会はどうかあってほしいですか？
		集落の孤立を防ぐ生活道・う回路の平時のメンテナンスについて
		令和6年度以降の保育料無償化・おむつ支給および給食費無償化の事業について
		こども園における土曜保育について
		那賀町の医療政策について

令和5年9月定例会議並びに会議の開催状況について

日付	会議名	会議内容
9月5日	本会議	開議
		会議録署名議員の指名
		委員会付託議案等の説明・質疑
		先議議案等の説明・質疑・討論・採決
		議会改革特別委員会中間報告について
9月6日	本会議	一般質問
9月11日	総務文教常任委員会	付託議案審査並びに所管事項調査
9月12日	産業厚生常任委員会	付託議案審査並びに所管事項調査
9月14日	決算認定審査特別委員会	監査報告
		11会計の決算に対する審査
9月21日	議会改革特別委員会	議会事務局の名称変更について
		議会アドバイザーについて
	全員協議会	理事者側からの報告事項について
		議会改革特別委員会報告事項について
		議員発議予定案件について
		委員会発議案件について
		議会選出監査委員について
		議員定数、議員報酬について
		議員間自由討議
		その他
9月26日	本会議	委員長報告
		委員長報告に対する質疑・討論・採決
		議会改革特別委員会中間報告について
		散会
	医療体制特別委員会	総括について
		その他

議案番号	議案名	議員	議決結果
報告第25号	令和4年度健全化判断比率について		
報告第26号	令和4年度資金不足比率について		
報告第27号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について		
報告第28号	損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について		

◎各議員の賛否（賛否の分かれた議案） 賛成…○ 反対…×

議案番号	議案名	亀井	高木	重	前田	野口	静	田村	山上	柏木	田中	吉田	連記	新居	久川	結果
議案第60号	那賀町課設置条例の一部改正について												議長	×	○	原案可決
	「DX」による地方創生の取り組みを協調しサービスの向上を一層推進するため、「まち・ひと・しごと戦略課」を「みらいデジタル課」とするよう一部を改正するもの	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	×	○	
議案第61号	那賀町役場支所設置条例の一部改正について												議長	×	○	原案可決
	議案第60号に関連して、課名のうち「まち・ひと・しごと戦略課」を「みらいデジタル課」とするよう改正するもの	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	×	○	
議案第62号	(1)「令和5年度那賀町一般会計補正予算（第4号）」に対する修正動議	×	×	○	○	○	×	×	×	○	○	×	議長	○	×	否決
	(2) 令和5年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	○	議長	×	○	
206,178千円追加し、総額11,701,613千円とする。																原案可決
認定第1号	令和4年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	×	○	認定

令和5年 9月定例会議について

提出された議案は、次のとおり議決されました。

◆ 議案及び議決結果一覧表 ◆

議案番号	議案名	議員	議決結果
議案第63号	令和5年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について ◎81千円追加し、総額434,157千円とする。	全会一致	原案可決
議案第64号	令和5年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について ◎30,428千円追加し、総額322,014千円とする。	全会一致	原案可決
議案第65号	令和5年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について ◎8,903千円追加し、総額161,772千円とする。	全会一致	原案可決
議案第66号	令和5年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について ◎29,416千円追加し、総額141,277千円とする。	全会一致	原案可決
議案第67号	工事請負契約の締結について (令和5年度地方創生道整備推進交付金事業 町道南岸線改良工事)	全会一致	原案可決
認定第2号	令和4年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第3号	令和4年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第4号	令和4年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第5号	令和4年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第6号	令和4年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第7号	令和4年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第8号	令和4年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第9号	令和4年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第10号	令和4年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第11号	令和4年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	全会一致	適任
同意第24号	那賀町副町長の選任について	全会一致	同意
発委第7号	ラジオ難聴地域解消に関する意見書について	全会一致	原案可決
発委第8号	那賀町議会の会期等に関する条例の一部改正について	全会一致	原案可決
陳情第4号	戦没者慰霊追悼行事に関する要望書について		不採択
陳情第5号	ラジオ難聴地域解消についての陳情について		採択
報告第24号	令和4年度株式会社きとうむらの経営状況について		

Coming of age ceremony

令和6年 那賀町成人式

開催日 令和6年 1月2日(火)

対象者 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人

時間 受付開始 12:00~ / 成人式 式典 13:00~

場所 相生体育館

★新成人の方は12:40までに
受付を済ませてください。



問い合わせ 那賀町教育委員会 TEL: 0884-62-1106

地域おこし協力隊上半期活動報告後半

木頭支所 安藤 美希

こんにちは安藤です。サスティナブルツーリズム（地域の自然や文化を活かし、それらを壊すことなく継承へつなげていく観光）の実現を目指しています。

木頭を知ることをテーマに活動する今夏は、木頭を象徴する「木頭杉の一本乗り大会」や「木頭踊り」に参加させていただきました。また、川での自然体験活動の促進を目指す安全講習会や地域団体「おららの炭小屋」との協働による炭小屋の活用に向けたイベントを企画・実施しました。



これまで様々な木頭の暮らしや歴史・文化に触れさせていただいた中で、林業の歴史は大変興味深く、木頭を語るうえで欠かせないものであると感じています。木の伐採や運び出し、流送に係る技術や苦労話、当時のまちの様子等についても知りより理解を深めたいです。集会所などでお会いした際に教えていただけたら嬉しいです。ご協力よろしく願います。

木頭支所 三嶋 紗織

着任して2か月、毎週火曜日の太布保存会の活動ではメンバーの皆さんに糸績みを教えていただきました。繊維の状態から少しずつ糸を作ることができた喜び、糸を績む時の瞑想しているような穏やかな感覚、そんなことを感じながら原料である楮という繊維への理解を少しずつ深め、また糸づくりの感覚をゆっくりと得始めています。



私は太布織の技術を残していくためには、技術を得ることに加え太布を取り巻くあらゆる物事を知ること大切だと考えています。この間、徳島民族フェスティバルでの太布織体験の提供、忌部一族の末裔である三木家への訪問、太布と同様自然布である葛布ワークショップへの参加など、太布を外から眺めて知る素晴らしい機会がありました。そこで得た知見や人との繋がりはとても貴重なものです。これからも地道に繊維と向き合う時間を持ち、一方でどのように太布を知ってもらい生産者を増やしていくことができるのか、活発に活動しながら模索していきたいと思っています。

木頭では実際に使われていた古い太布が今でも蔵などに残っているようです。ポロポロだとしても、それらは貴重なものです。もしもそんな布が身近にあれば、ぜひ木頭支所にご連絡をお願いします。太布かどうかわからなくても大丈夫ですので一度見せていただけると嬉しいです。どうぞよろしく願います。

吉野神社の御神輿を修繕！

一般財団法人自治総合センターの「一般コミュニティ助成事業」の助成を受け、吉野神社の御神輿を修繕しました。老朽化により塗装の剥離等が散見されておりましたが、職人の技術により元の輝きを取り戻すことができ、去る10月2日の例大祭でお披露目されました。

今後伝統の祭りに光を与え、人々の繋がりを深めることによって、今後の地域の発展に大きく貢献していくことでしょ。

なお、この助成事業は宝くじ社会貢献広報事業の一環として行われています。



こくねん情報です

那賀町役場住民課国民年金担当 TEL 0884-62-1194
徳島南年金事務所国民年金課 TEL 088-652-3114



納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送スケジュールは次のとおりです。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。（登録をすると郵送がされなくなります。）

電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

	対象者	送付時期	
①	令和5年1月1日から令和5年10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方	郵送	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次
③	令和5年10月3日から令和5年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）	郵送	令和6年2月上旬
④	③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	電子送付	令和6年2月下旬

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に記載される予定（令和5年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和5年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

問い合わせ先の名称

『ねんきん加入者ダイヤル』電話番号（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525



- ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
- ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
- ・休日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

就学援助費新入学学用品費の前倒し支給のお知らせ



★ 就学援助とは

お子さんが義務教育時に、経済的な理由からお困りのご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する制度です。申請後、教育委員会で認定された方に支給されます。

認定された方には、**新入学児童生徒学用品費**を援助します。

それ以外の援助項目については新年度が始まってから再度、申請を出していただくことになっています。

★ 援助を受けることができる人

以下の条件にすべて該当する方が対象になります。

- 申請日現在、那賀町に居住している世帯
- 令和6年4月に那賀町内の小学校または中学校に入学予定のお子様がいる世帯
- 町民税等の非課税または減免の扱いを受けた世帯または、生活状態が著しく困難になった等、特別の事情が認められる方

所得税若しくは町民税の確定申告を必ず行ってください（生活保護世帯を除く）。

申告をされていない方は、援助することができません。

※町内の園・小学校に在籍していないご家庭については直接教育委員会までご連絡ください。

★ 申込方法・受付期間

- 受給申請書：申請書及び同意書に御記入し、通園・通学されている園又は小学校へ御提出ください。申請用紙は、各こども園・小学校・教育委員会・教育委員会分室にあります。

★ 受付期間 **令和5年11月13日(月)から12月13日(水)**

★ 注意事項

- 今回の新入学学用品費の支給を受けた場合でも、「令和6年度就学援助制度」を御希望の方は、入学後に別途申請する必要があります。
- 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和6年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は支給対象になりません。1回限りの支給です。
- 生活保護を受けられているご家庭は申請の必要はありませんが、教育委員会まで御連絡ください。
- 虚偽又は不正の申請をしたときは認定が取消しとなり、援助費の返還をしていただくことがありますので、御注意ください。



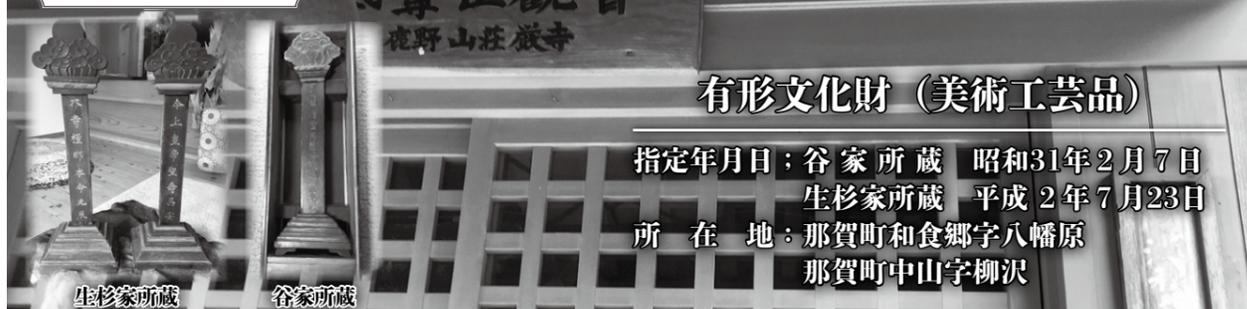
★ 問い合わせ先 **那賀町教育委員会 TEL 0884-62-1106**

那賀町の文化財紹介コーナー



雲首形位牌

シリーズ2 県指定文化財



有形文化財（美術工芸品）

指定年月日：谷家所蔵 昭和31年2月7日
生杉家所蔵 平成2年7月23日
所在地：那賀町和食郷字八幡原
那賀町中山字柳沢

長講堂領那賀山庄の一角を構成する那賀郡旧和食村に15世紀にさかのぼる3基の位牌が残されている。そのうちの1基が谷家でもう2基は1組として生杉家に伝来する。

黒漆塗雲首形位牌で、谷家のものは全長64.5cm、生杉家のものは54.1cmと大型である。牌身の表面には谷家のものには「前住単傳雲岡慧公記室禪位覚位」、裏面に「岩文明十八丙午歳三月七日」と陰刻され、生杉家の1基には「今上皇帝聖寿萬安」、他の1基に「本寺壇那本命元辰」と陰刻されている。そして生杉家の1基の台座裏には「応永廿七年庚子仲日願主南珠 住持梵賀謹」と墨書されており、製作年代は1420（応永27）年であり、谷家位牌より60年ほど古い紀年銘をもつ典型的な逆修位牌である。

位牌は現在は死者の名前や戒名を書くものとされているが、生前に作られた逆修位牌も少なくない。著名なものとして、室町幕府の将軍足利義政（1436～90）が生前に自分で書いたと伝えられる逆修位牌（銀閣寺蔵）があり、本位牌はそれと相前後した年に作られた逆修位牌であろう。

台座裏に記されている「住持梵賀」について、谷家内の薬師堂本尊台座裏の修理銘に、藤原俊忠が願主になって本尊を修理したことを同じ梵賀の筆で記しており、両者のつながりの深さをうかがわせる。さらに願主俊忠は南北朝末期に作られている那賀郡鮎川村大宮八幡社大般若経（県指定文化財）の奥書にも登場しており、在地豪族の藤原氏と徳善院・無量院など修験道の寺とのつながりも見えてくる。中世後期の那賀山という山の世界における多面的な文化活動の一端が浮かび上がっている点で重要である。



台座裏の墨書き

大宮八幡神社大般若経(600冊)



有形文化財（美術工芸品）

指定年月日：昭和49年8月30日
所在地：那賀町鮎川字西宮
「大宮八幡神社」

本経は紙本に、1行17字詰、1折5行で墨書されている。10冊ごとに帙に入れ、4帙40冊を経箱におさめ、計15箱として保存されている。南北朝期から室町初期にかけて、1378（永和4）年から1399（応永6）年の22年間に書写されている。

大宮八幡社は旧那賀郡鮎川村（旧相生町）に所在するが、第63冊の奥書に「本施入阿州長山延野大明神 旦那宣俊」とあるように、中世においては那賀山庄と呼ばれた広大な山間部庄園を構成する中世的な郷の1つである延野郷の中心的な神社であり、延野大明神と呼ばれていたらしく、後にいたるまでこの神社は周辺の村々の惣鎮守であったという。

そして第1冊の奥書に「為現前安穩後生善所 願主藤原宣俊」とあるなど、奥書に藤原宣俊、同実俊、同俊忠など藤原を名乗る一族が旦那として現れている。

当社に1532（享祿5）年の年期をもつ棟札がありそこに旦那として湯浅十郎左衛門の名が記されているところからみて、この藤原氏は当地域の有力豪族である湯浅氏を指すとみてよい。四国山地の一角であり、材木生産地にもなっている那賀山庄で、南北朝末期・室町初期という時点で在地豪族湯浅氏が豊かな文化的な活動を展開していたことが示されている点で貴重である。



★ 令和6年度 ★

期間内にお申し込み下さい！

町立認定こども園利用申込の受付が始まります

※認定こども園とは、未就学児童の教育・保育を行い、子育て支援の機能を備えた施設です。
来年度の町立認定こども園の利用申込の受付を下記の通り開始します。
令和6年度中の途中入園となる場合も、必ず期間内に申請してください。
(期間内の申込がない場合、入園できないことがあります。)



【受付期間】 令和5年12月4日(月)～12月25日(月)

■申込の手続きについて

【対象児童】 ①保育を必要とする0歳から5歳児までの乳幼児(保育認定)
②保育を必要としない3歳児から5歳児の幼児(教育認定)

【申請に必要なもの】

- 「教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書」 ※児童1人ずつ必要
- 認定のために必要な書類(就労証明書等)
- 児童及び保護者全員の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの ※町民の場合、不要
- 本人確認できるもの(免許証等)
(保育利用や保育料等については窓口配布の「利用申込案内」を参考にしてください。)

【提出先】 役場すこやか子育て課もしくは各支所窓口(※利用継続児は利用園への提出も可)

■認定について

【認定区分】

認定区分	保育部分	年齢区分(R6.4.1現在)	利用区分	利用可能時間(上限)
1号(教育認定)	保育を必要としない	3～5歳	標準時間	8:30～15:00
2号 3号(保育認定)	保育を必要とする	0～5歳	短時間	8:00～16:00
			標準時間	開園時間内

【保育を必要とする事由】

※延長保育(有料)あり

すべての保護者が、①～⑪のいずれかに該当している場合、保育認定(2号、3号)となります。
また、保育理由や保育の必要量に応じて、「短時間」と「標準時間」の2つの利用区分に分かれます。

- | | |
|---|--------------------------|
| ①就労(月48時間以上の就労が最低条件)
※就労状況により保育利用区分が異なります。 | ⑥求職活動、起業準備 |
| ②産前産後 | ⑦就学・職業訓練 |
| ③保護者の疾病、障害等 | ⑧虐待やDVのおそれがある |
| ④家族・親族の介護・看護 | ⑨育児休業取得中の特例継続利用 |
| ⑤災害復旧 | ⑩産後延長(産後終了後、保育を必要とする場合) |
| | ⑪その他、上記に類する状態として町長が認める場合 |

【町内認定こども園一覧】

施設名	所在地・電話番号	受入年齢(入園時)	開園時間
【鷺敷地区】 わじきこども園	和食郷字八幡原1番地 電話:0884-62-2309	満6ヶ月児～5歳児	7:15～18:15 ※(土曜)7:30～13:00
【相生地区】 あいおいこども園	【保育部】延野字王子原89番地1 電話:0884-62-0595 【幼児部】延野字王子原93番地1 電話:0884-62-2787	満6ヶ月児～3歳児	7:15～18:15 ※(土曜)7:30～13:00
		4歳児～5歳児	
【上那賀地区】 ひらだにこども園	大殿字中北14番地 電話:0884-67-0206	満1歳児～5歳児	7:45～17:00 ※(土曜)7:45～13:00
【木頭地区】 きとうこども園	木頭和無田字ヨシノ37番地1 電話:0884-68-2108	満1歳児～5歳児	7:30～17:45 ※(土曜)7:30～13:00

※土曜保育はすべての保護者が就労の場合、利用可。

ご不明なことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 那賀町役場すこやか子育て課 電話:0884-62-1150

【すこやか子育て課・保健センターからのお知らせ】
11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」です



虐待されている子どもたちを、
守ることができるのはあなたかもしれません。



児童虐待の現状

令和4年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は1039件でした。
また、令和3年度の児童虐待による死亡事例は、全国で74件に及んでいます。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

虐待の定義

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせるなど

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



ネグレクト(養育の拒否)

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かないなど

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)など

気になることがあったら、
「通告」してください。

児童相談所
虐待対応
ダイヤル



いち はや く
1 8 9

通告とは

通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。
誰が通告者かを知られることはありません。こども園や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

児童相談所虐待対応ダイヤル **189**

お近くの児童相談所につながります。

24時間365日
通話料無料

- 相談窓口
- 南部こども女性相談センター Tel:0884-22-7130
 - 那賀町役場すこやか子育て課 Tel:0884-62-1150
 - 那賀町保健センター Tel:0884-62-3892
- お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

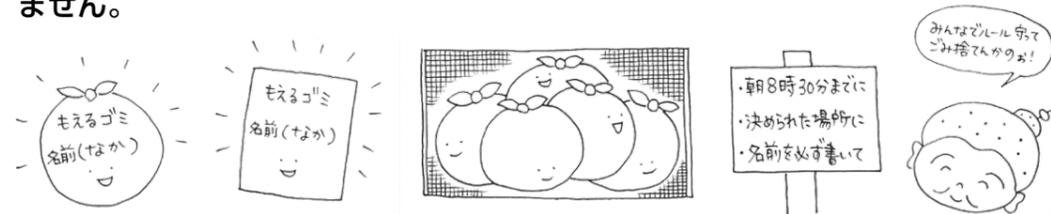
クリーンセンターからのお願い

～ごみの収集について～

●ごみは収集日の朝8時30分までに決められた場所に出してください。

※各自が設置したごみ置き場であっても前日より出さないようにお願いします。

●ゴミ袋には **必ず** お名前を書いてください。書かれていない場合は、収集できません。



お問合せ先：クリーンセンター ☎0884-64-0754

那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会事務局

「那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会」の協議会名が「那賀川を未来へつなぐ協議会」に変更になります

これまで皆様に「那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会」の協議会名でご愛顧いただいておりますが、令和6年1月1日をもって「那賀川を未来へつなぐ協議会」へと協議会名を変更することとなりました。

今後とも当協議会運営に関しまして一層のご理解とご協力を賜りたくお願いの方々ご挨拶申し上げます。

連絡先：阿南市領家町野神319
 南部総合県民局 保健福祉環境部 阿南庁舎内
 電話番号：0884-22-2862 ※協議会の連絡先に変更はございません

「第14回那賀川源流コンサート」を開催します。

開催日時：令和5年11月19日(日) 10:00～12:00【予定】

開催場所：四季美谷温泉（那賀町横谷夏切3-3）

入場：無料

主催：那賀川アフターフォーラム

後援：ゆきかう那賀川推進会議



令和5年度 那賀町自転車ヘルメット着用促進事業

自転車用ヘルメットの購入代金

半額補助します。

上限 **3,000円**

令和5年4月施行の「改正道路交通法」により、自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が法定化ヘルメットを着用することにより助かる命が数多くありますので、是非、この機会に補助制度を活用してヘルメットを購入しましょう。

補助対象者：那賀町に住所を有する方

補助の対象となるヘルメット：

安全基準に適合することを認証したもの【SG・JCF・CE・GS・CPSC】マーク

申請方法：次の①～③をお持ちになり那賀町役場総務課 又は各支所窓口で申請してください。

①安全基準がわかるもの（ヘルメット本体、写真、取扱説明書等）

②ヘルメット購入時の領収書又はレシート（コピー）

（商品名・購入金額・購入日及び販売店が明記されているもの）

③振込希望口座の通帳（申請者名義のもの）

※申請は使用者1名につき1回限りとします。

申請期間：令和5年8月4日～令和6年3月31日（※期間中の領収書等が対象となります。）



阿波の道 ゆずる心と待つゆとり

問合せ先：那賀町役場総務課 交通安全担当 0884-62-1121

那賀町では、町民の自転車事故による被害軽減対策に取り組みます！



町内業者請負状況（建設工事）

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。

詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。

【お問い合わせ先】 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120



契約日	工事名	工事場所	請負金額	請負業者名
R5.10.10	令和5年度 町単独SS過疎地対策事業SS建設地造成工事	中山	27,610,000	(株)広瀬組
R5.10.5	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)杉山線1号箇所	横石	23,089,000	(有)四宮工業
R5.10.16	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)岩倉蟬谷線1号箇所	木頭助	179,300,000	(株)小野組
R5.10.4	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)南川線1号箇所	木頭折宇	18,480,000	廣間組(有)
R5.10.5	令和5年度 町単独町道北地北線道路改修工事	和食郷	5,525,300	(株)広瀬組
R5.10.5	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)かず原線1号箇所	中山	5,599,000	(株)東和
R5.10.5	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)立川相生線1号箇所	馬路	2,310,000	(有)谷崎組
R5.10.10	令和4年度 町単独町道朴野上線道路改良工事その2	朴野	1,320,000	(有)四宮工業
R5.10.4	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)星越神戸丸線1号箇所	海川	9,515,000	廣間組(有)
R5.10.4	令和5年度 林道施設災害復旧工事(6月梅雨前線豪雨)南川線2号箇所	木頭折宇	7,700,000	(株)小野組
R5.10.16	令和5年度 防災・安全社会資本整備交付金事業町道蔭谷線改良工事	蔭谷	89,320,000	(有)橋本土建
R5.10.10	令和5年度 道路災害復旧工事R5災第32号	大久保	13,189,000	(有)四宮工業

暮らしの情報

□休館日のお知らせ

展示替えのため11月28日(火)～12月1日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

☎0884-62-1117

消費税インボイス制度説明会

◆インボイス制度説明会及び登録要否相談会

開催日：11月14日(火)、12月7日(木)
各日13:30～16:30

場所：阿南市商工業振興センター
2階展示ホール

※事前予約制(定員各日50名)の為、事前に下記問い合わせ先までお申し込みください。

阿南税務署 個人課税部門

☎0884-22-0416 (直通)

那賀はなかなかいい田舎♪ エンジョイ♪おとなの自然体験恋活!!

おいしい空気とたっぴりの自然に囲まれた癒しの空間でキャンプ飯クッキングとたき火を囲んでまったりトーク

開催日：12月3日(日) 11時から16時

場所：わじきライン林間キャンプ場

定員：男女各8名まで

※最少催行人数8名

対象者：25歳～37歳の男女

参加費：2,500円(当日支払)

応募方法：マリッサとくしまホームページ

現在受付中。11月19日まで!

連絡先：マリッサとくしま

☎088-656-1002

Mail:msc@marissa-tokushima.com



阿南税務署からのお知らせ 「税を考える週間」について

期間：11月11日(土)～11月17日(金)

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

◆阿南税務署管内の小学生、中学生及び高校生の税に関する優秀作品の展示

期間：11月10日(金)～11月16日(木)

内容：税に関する作文
ポスター及び絵はがき

場所：フジグラン阿南
那賀町役場 本庁舎

相生森林美術館だより

◆秋の企画展 平木美鶴展

期間：開催中～11月26日(日)まで

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

入館料：一般(高校生以上)550円、
中学生以下無料

※11月18日(土)は「関西文化の日」実施につき入館料を無料といたします。

相生森林美術館では秋の企画展として「平木美鶴展」を好評開催中です。明るい色彩と形態から繰り広げられる平木美鶴の作品世界をこの機会にどうぞお楽しみください。



平木美鶴「Asian - 7つの栗-」
2023年 木版画

□古文書講座

開催日：11月25日(土)

午後1時30分～3時30分

那賀町消防署からのお知らせ

◆住宅用火災警報器の無料配付

抽選結果について

9月1日(金)～30日(土)の期間に募集した住宅用火災警報器の無料配付に232件の応募がありました。

抽選の結果、100名の方に住宅用火災警報器、その内の25名の方に住宅用火災警報器を配付させていただきました。

今後も住宅防火に向けて住宅用火災警報器の設置推進を進めて参ります。

目指せ!設置率100%!

◆令和5年秋季全国火災予防運動

11月9日(木)～11月15日(水)

本年も秋の火災予防運動が実施されます。今年は直接地域のお宅を訪問し、住宅防火対策を推進する予定ですので、ご協力よろしくお願いいたします。

那賀町消防署 ☎0884-62-1119

上流出張所 ☎0884-67-0625

那賀交番からのお知らせ

◆11月1日(水)～11月30日(木)は

児童虐待防止推進月間

児童虐待の疑いを感じたら…

まずは連絡してください

○児童相談所全国共通ダイヤル 189番

○警察相談電話

#9110 又は 088-653-9110

○最寄りの警察署又は交番

○匿名通報ダイヤル 0120-924-839

緊急時は、110番又は、最寄りの警察署へ!

◆11月は指名手配被疑者捜査強化月間

警察の捜査活動には、国民皆様の御協力が必要です!指名手配被疑者によく似た人を見かけたなどの情報を警察に通報いただくようお願いいたします。

◆山岳遭難の防止

山登りに最適のシーズンですが、毎年この時期に山岳遭難が多発しております。

山登りをされる際は、天候や装備品を確認して安全で楽しい山登りを心がけてください。

※山登りをする際には警察署・駐在所まで計画書を提出していただくか、一声おかけください。

森林環境税及び森林環境譲与税について

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、令和6年度から森林環境税の課税が始まります。森林環境税は、国税として、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が課税され、その全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ配分されます。

平成26年度から令和5年度まで東日本大震災復興基本法に基づき、臨時的に1,000円が課税されていました。

		令和5年度まで	令和6年度以降
国税	森林環境税		1,000円
県・町民税	復興税	1,000円	
県民税	個人住民税均等割	1,000円	1,000円
町民税		3,000円	3,000円
計		5,000円	5,000円

図1 (個人県・町民税均等割及び森林環境税の税率)

令和6年度から森林環境税の開始に伴い、1,000円が課税されます。

森林環境譲与税については、森林整備に関する施策のほか人材育成、普及啓発、木材利用といった森林の整備の促進に関する施策にも活用できます。那賀町においても地域の特徴に応じた各種施策へと有効に活用しています。

那賀町の森林環境譲与税の使途については、令和元年度から令和3年度までは那賀町HP (<https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gyosei/docs/2078233.html>) に掲載しており、令和4年度分は令和5年12月号の広報なかで紹介する予定ですので、ぜひご覧ください。

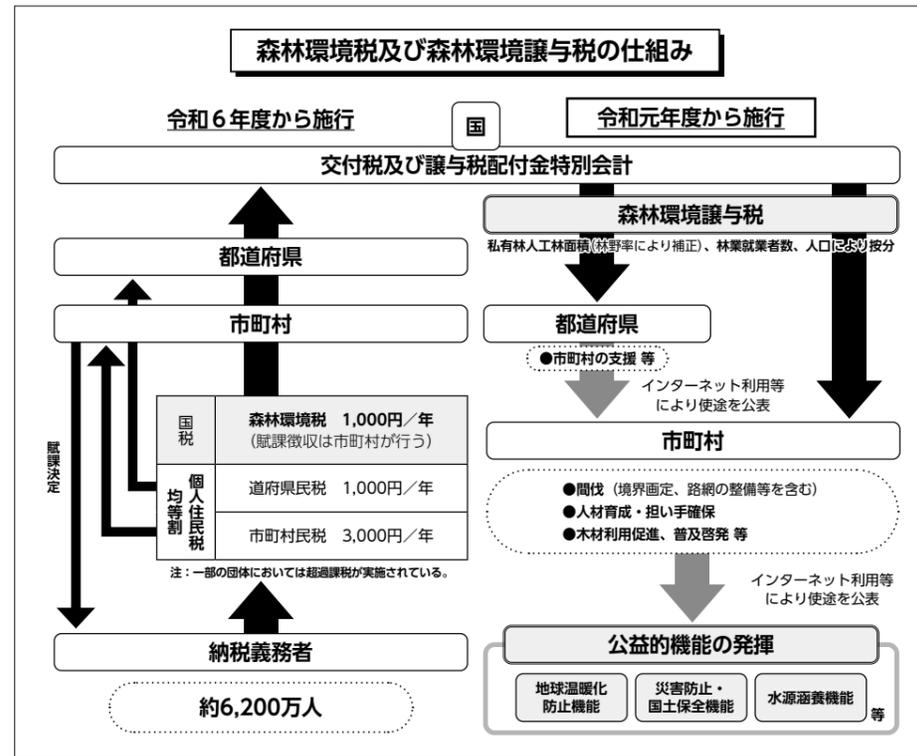


図2 (森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み)

出典：林野庁ホームページ (https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html)

森林環境譲与税は、森林整備が喫緊の課題であることから、令和元年度から配分されています。



【問い合わせ先】

那賀町林業振興課

TEL : 0884-62-1175

FAX : 0884-62-1239

徳島県最低賃金 時間額896円 発効日は、令和5年10月1日から

最低賃金に関するお問い合わせは、

徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL : 088-652-9165) まで

最低賃金の改正に伴う労働面、経営面のご相談や業務改善助成金に関するお問い合わせは、
徳島働き方改革推進支援センター (TEL : 0120-967-951) まで

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：平日9：00～17：00 TEL 0884-64-1220



2023年11月6日～12月5日までの行事予定

- 11月6日(月) 10：30～ 英語であそぼう
- 10日(金) 10：30～ 親子ヨガ
- 14日(火) 紙芝居をたのしもう♪
- 16日(木) 10：00～ 那賀町山のおもちゃ美術館であそぼう
- 21日(火) 10：30～ 絵本の読み聞かせ(お話し玉手箱)
- 24日(金) 散歩に行こう♪
- 12月1日(金) 粘土であそぼう♪
- 5日(火) 新聞紙であそぼう♪

11月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪

11月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をしますので、11月16日(木)までに当センターまでお知らせ下さい。待っています♪



土曜開所日のお知らせ

11月の開所日は11日です。あそびにきてね♪
※13日(月)支援センターはおやすみです。

プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(プログラムは午前中に行っています。)不明な点がございましたら那賀町地域子育て支援センターまでお問い合わせください。

★ 2023年9月の利用者数 99名

各こども園の子育て支援日について

- ★あいおいこども園 (火・木曜日の9：00～12：00)
- ★ひらだにこども園 (木曜日の9：00～12：00)
- ★きとうこども園 (水曜日の9：00～12：00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園) (水曜日の9：00～12：00)

※出張ひろばのみ前週の金曜日までに予約をしてください。予約は那賀町地域子育て支援センターまで。

TEL 0884-64-1220

ひらの図書室だより

新着本を紹介します

※一部だけご紹介いたします。

■ 児童書

ともともといっしょに音あそび
えほん もやしもん てをあらおう

■ 一般書

山口 とも 毒笑小説
いしかわまさゆき 成功をめざす人に知っておいてほしいこと
東野 圭吾
リック・ピティーン

■ ひらの図書館

【住 所】 那賀町平野字妙見前1-1 (旧平野小学校校舎1階)
【開室日】 火・木曜日9～16時、第二・四土曜日9～12時 ※祝日はお休み
【メールアドレス】 hiranolibrary@gmail.com
※貸出期間は2週間、室内での読書やPCの利用が可能です。

秋の訪れ 文化祭等開催のお知らせ

各地区 作品の展示物・芸能出演者募集中です!!

～木頭産業文化祭～

日程：令和5年12月3日(日) 場所：木頭文化会館
産業・文化の部：9：00～15：30

芸能の部：12：30～15：00 カラオケ、踊り等 ☆もち投げ：15：00



暮らしの情報

四国南東部イベント情報

- ◆坂州農村舞台
開催日：11月22日
場 所：坂州八幡神社農村舞台(那賀町)
連絡先：那賀町役場 木沢支所 ☎0884-65-2111
- ◆牟岐町にぎわい産業祭
開催日：11月19日(イベント開催)
場 所：町民体育館(牟岐町)
連絡先：牟岐町観光協会 ☎0884-72-0065
- ◆轟秋祭り
開催日：11月12日(イベント開催)
場 所：轟の滝(海陽町)
連絡先：海陽町観光協会 ☎0884-76-3050
- ◆阪神タイガース秋季キャンプ
開催日：11月(予定)
場 所：安芸タイガース球場(高知県安芸市)
連絡先：安芸市生涯学習課 ☎0887-35-1020

- ◆みのりの王国芸西フェスタ
開催日：11月19日(イベント開催)
場 所：芸西村憩ヶ丘運動公園(高知県芸西村)
連絡先：芸西フェスタ実行委員会 ☎0887-33-2114



(一社)四国の右下 観光局HP (一社)高知県東部 観光協議会HP

※内容の詳細については、上記問合せ先までお問い合わせください。

広報なか10月号の誤りについて

10月5日に発行いたしました広報なか10月号に誤りがございました。この場をお借りしてお詫び申し上げますとともに、訂正をさせていただきます。

- 広報なか10月号1ページ目誤) 衆議院補欠選挙
↓
正) 参議院議員補欠選挙

女性のための生き方なんでも相談

相談時間は、1回50分、相談料は無料。
※面接相談・電話相談ともに予約が必要

◆面接相談・電話相談

日時：第1・第3・第5火曜日
午後1時～午後5時まで
第2・第4火曜日
午後1時～午後4時まで
第2・第4金曜日
午後1時～午後4時まで

場所：阿南市役所5階 相談室

◆オンライン相談

日時：第3土曜日
午後1時から午後3時まで

場所：阿南市役所5階 相談室

☎0884-22-0361

川口エネ・ミュー便り

◆全国科学館連携協議会巡回展示「星の衝突で、何ができた?月のうさぎと私たちの地球-」

星の衝突という偶然の出来事が、月のうさぎ模様や地球の誕生にいかに関わっているかを学ぶパネル展示。

開催日：10月7日(土)～11月12日(日)
※休館日を除く
9時30分～16時30分

観覧料：無料

◆工作教室「ダンボールの写真立て」ダンボールをリサイクル。秋を飾ろう。

開催日：11月3日(金祝)～
11月26日(日)の土日祝
9時30分～16時30分

材料費：50円

【問合せ先】

川口ダム自然エネルギーミュージアム
☎0884-62-2209 (FAX兼用)

休館日：毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

開館時間：9時30分～16時30分

入館料：無料



11・12月那賀よしクラブ

場所：鷲敷B&G海洋センター体育館

全教室初回無料体験実施中!

◆こども体操教室

毎週火曜日 午後6時15分～7時15分
※第1・3週は小学校低学年
第2・4週は幼児

◆歪み改善!ボールほぐし

毎月第1・3火曜日 午前10時～11時

◆ココロとカラダ、すっきりヨガ

毎週木曜日 午前10時～11時

※11月23日(木)は休み

◆気軽に運動教室《ナカスポ》

毎月第1・3火曜日、毎週木曜日

午前10時～11時

※11月23日(木)は休み

◆キッズダンス教室

毎月第1・3土曜日

第1土曜 午後6時～7時(小学2年生以下)

午後7時～8時(小学3年生以上)

第3土曜 午後7時～8時(全年齢対象)

◆体幹バランス・ボール&ヨガ

毎月第1・3火曜日

午後7時30分～8時30分

◆オヤスミまえのリラックスヨガ

毎週木曜日 午後7時30分～8時30分

※11月23日(木)は休み

◆エアロビクス

毎月第2・4土曜日 午後8時～9時

※詳しい内容等はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。

先までお問い合わせください。

☎0884-62-1300

◆第26回 那賀よしクラブ杯

グラウンドゴルフ大会結果

9月30日(土)相生グラウンドにて第26回 那賀よしクラブ杯グラウンドゴルフ大会が開催され、町内外16クラブより164名の参加者が集まり、交流を深めながら和気あいあいとプレーしました。

優勝：和田島GGクラブ

長尾 信子さん(45打)

準優勝：鷲敷GGクラブ

中川 哲夫さん(51打)

第3位：和田島GGクラブ

長尾 良明さん(53打)

木沢大運動会が 開催されました!

令和5年9月30日に約5年ぶりとなる、木沢大運動会が開催されました。過去4年間は新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止しており、いざ開催となっても来場者が減少しているのでは…と不安はありましたが、地区住民、そのご家族(町外)等を含め約140人が集い楽しく盛大に開催しました!!



上那賀地区のみなさんへ

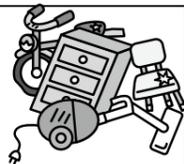
12月の大型ゴミの受付は11月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は12月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。

- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります(詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
- ・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
- ・直接のお持ち込みについてはクリーンセンター(Tel 0884-64-0754 IP 050-8800-2037)へご連絡ください。

【問い合わせ先】那賀町役場環境課 TEL 0884-62-1192



令和5年 9月 木材市況

●売上数量
945㎡
(257,276才)

《相生共販所》

種樹	長さ	径級	平均単価	種樹	長さ	径級	平均単価
杉	3m	10~13	6,000円/㎡	桧	3m	10~13	6,000円/㎡
		14~16	13,000円/㎡			14~16	18,000円/㎡
		18~22	14,000円/㎡			18~22	19,000円/㎡
	4m	10~13	9,000円/㎡		4m	10~13	9,000円/㎡
		14~16	12,000円/㎡			14~16	19,000円/㎡
		18~32	14,500円/㎡			18~22	19,000円/㎡

11月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
11月16日(木)10時~12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
11月22日(水)10時~12時	相生老人福祉センター	中田 昌一 委員
11月17日(金)13時半~15時半	上 那 賀 支 所	新居 貢 委員

11月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。
お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日: 11月17日(金) 10:00~12:00

相談場所: 地域交流センター

ひまわりは
人権の花です。



相談を希望される方は前日までに住民課(Tel 0884-62-1194)までご連絡ください。

川柳 (あいおい川柳会)
延長の甘い一球空見上げ 溝 口 百合
少子化で他人におんぶだっこされ 武 田 重 子
節目にと写した家族皆元氣 平 田 ふみこ

短歌 (水の花)
幾年世を過ぎた思いも 今日の日も祝賀嬉しい敬老の日よ 橋 本 イチエ
毎回の検診の日に 来診の看護師さんの笑顔嬉しい 橋 本 イチエ

短歌 (流域)
歌集「母の記憶」より
母訪へばどこかで会った人といふ 母の記憶に私はまだある
病室の窓より射し込む月あかり 湿布のやうに母の背に降る
朝目覚めまた生きてしようかと 母はゲームに負けし顔して
ストローをジュースは口へとかけながら 母を潤し静かにくだりき
真つ白な柩に恥ぢ入る顔をして こんなにこんなに母は静かだ
中 原 きみ子

木頭図書館だより



新着本を紹介します

※一部だけご紹介いたします。

■ 児童書

おおきなかぼちゃ エリカ・シルヴァマン
パンプキン ケン・ロビンズ
ハッピーハロウィン! 新井 洋行
ギョーザがいなくなりさがしています 玉田美和子
じーさんとぴーぽぽ 小亀 たく
きいろとしろ 小亀 たく
一年一組せんせいあのね 鹿島 和夫

■ 一般書

あなたが誰かを殺した 東野 圭吾
海辺の俳人 堀本 裕樹

※ご利用くださいませ

木頭図書館 蔵書 検索

教室に並んだ背表紙 相沢 沙呼
27000冊ガーデン 大崎 梢
いい子のあくび 高瀬 準子
サドンデス 相場 英雄
オールコック・ルーベンスティン動物行動学
ジョン・オールコック/ダスティン・R. ルーベンスティン
「わかりあえない」を越える一目の前のつながりから、
共に未来をつくるコミュニケーション・NVC
ローゼンバーグ、マーシャル・B.
自然再生をビジネスに活かす
ネイチャーポジティブ 松木 喬
わたしは織細さん 竹嶌 波
70歳からが本物の成長期 和田 秀樹
前人未到 藤井 聡太、山中 伸弥
家で死ぬということ 石川 結貴

【12月3日(日)木頭産業文化祭の日、図書館開館します!】「館長さんとおはなししよう!」&抽選会

(株) Wood Headが木頭図書館の指定管理を受けて3年目となります。誰もが親しみやすい図書館を目指して取り組んできたことや、木頭図書館の協力しているツキノワグマ保護活動について、木頭図書館の西田靖人館長よりおはなしします。抽選会もありますよ。

場所: 木頭図書館(木頭産業文化祭会場内) / 日時: 12月3日(日) 11時半~ おはなしのあと抽選会

■ 木頭図書館

TEL 0884-68-2226
FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日・第3月曜日

【開館時間】10:30~18:00(土曜は17:00まで)

※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

鶯敷図書館だより



新着本を紹介します

※一部だけご紹介いたします。

■ 児童書

パンどろぼうとほっかほっかー 柴田ケイコ
きみのそばにいるよ いぬい さえこ
トットちゃんの15つぶのだいず 黒柳 徹子
けるずもう つるたあき
奉還町ラプソディ 村中 李衣
かいけつゾロリ いきなり王さまになる? 原 ゆたか

■ 一般書

花散るまえに 佐藤 雫
可燃物 米澤 穂信
アンリアル 長浦 京
図書館のお夜食 原田 ひ香
おやじはニーチェ 高橋 秀実
契り橋 あきない世傳金と銀 高田 郁
江戸のキャリアウーマン 柳谷 慶子
運動脳 アンデシュ・ハンセン

■ 鶯敷図書館

TEL・FAX 0884-63-0117

【休室日】月曜・火曜

【開室時間】9:00~12:00、13:00~16:00

※木頭図書館の本も貸出できます。

令和5年度

那賀町募集相談員委嘱式



(写真左から) 徳島地方協力本部 細田直人 本部長、葛原敏正氏、三枝大作氏、橋本浩志町長



10月4日(水)、町長室にて令和5年度那賀町募集相談員委嘱式が執り行われました。
自衛隊募集相談員とは、自衛官志願者に関する情報の提供や自衛隊徳島地方協力本部の行う募集のための様々な広報に対する援助を頂く町民の方々です。
募集相談員は引き続き、葛原 敏正氏(那賀町小仁宇)、三枝 大作氏(那賀町和食郷)がお引き受けくださり、この度委嘱されました。任期は令和7年7月までの2年間になります。
自衛官に興味のある方がいらっしゃいましたら、相談員へご連絡ください。



徳田 陟さん(那賀町和食)
大正12年9月25日 生まれ

お誕生日当日はご親族が集まり、徳田さんの長寿を記念しお祝会が開催されました。
会場となった公民館に到着すると、今年の1月に百歳を迎えられた奥様の弘子さんが笑顔でお出迎えをされ、ご親族の皆様もたくさんのお祝いの言葉をかけられていました。
これからもお元気で長生きしてください。



西久保久子さん(那賀町横谷)
大正12年9月27日 生まれ

お誕生日当日は入居されている施設でお誕生会が開催されました。お祝いの言葉に対するお礼の言葉を、しっかりとマイクを握り元気な声で伝えていらっしゃいました。レクレーションへの参加も積極的にされており、日々健やかに過ごされています。
これからもお元気で長生きしてください。

No.214
令和五年十一月六日発行

発行・編集
那賀町みらいデジタル課

〒771-5295 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1
TEL(0884)621184 FAX(0884)621177

印刷
福山印刷(株)